

止めよう! 変形労働制 92

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.92

全北海道教職員組合

2020.11.18

「1年単位の変形労働時間制」について、道教委と2回目の交渉⑦ 部活動担当者が制度活用する場合、休養日 や活動時間は国のガイドラインを遵守する

●「講ずべき措置」として、部活動の休養日・活動時間を基準の範囲内とすること

教育委員会や校長が「講ずべき措置」として、「指針」には、「担当する部活動の休養日及び活動時間をスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準の範囲内とすること」という規定があります。

一方、文科省が作成した「導入の手引き」には、「部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とすること」と簡略化して記載されています。

単に「部活動ガイドライン」とした場合、北海道には、独自のガイドラインである「北海道の部活動の在り方に関する方針」や「道立学校に係る部活動の方針」があるため、どちらのガイドラインの基準なのか、はっきりとさせておく必要があります。

●より厳しい国のガイドラインの休養日・活動時間を遵守する

国のガイドラインでは、例えば、週あたり2日以上休養日を設ける、活動時間は長くとも平日2時間程度、休業日は3時間程度とするなどとされています。この点については、北海道独自のガイドラインも、原則は同じです。

しかし、北海道独自のガイドラインは、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、高校の部活動については特例が定められており、国のガイドラインよりも緩い規定です。

交渉では、「講ずべき措置」に関し、「担当する部活動の休養日及び活動時間」は国のガイドラインで示されたものであるということにより、質問しました。

《道教委の回答》

本制度を活用する教育職員が担当する部活動については、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインに定める休養日及び活動時間を遵守する必要があるとされています。

この回答により、より厳しい国のガイドラインを遵守するということが確認されました。他の措置については曖昧な回答を繰り返した道教委ですが、部活動の措置については、明確な確認ができました。

2 教育職員に関する措置

服務監督教育委員会及び校長は、本制度の対象とする教育職員について、対象期間において、以下の全ての措置を講ずること。

- イ タイムカードによる記録等の客観的な方法等による在校等時間の把握を行うこと
- ロ 部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とすること
- ハ 通常の正規の勤務時間を超える割振りについては、長期休業期間等で確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校行事が行われる時期等、対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行うこと
- ニ 通常の正規の勤務時間を超えて割り振る日において、これを理由とした担当授業数や部活動等の児童生徒等の活動の延長・追加や、教育職員への業務の新たな付加により、在校等時間を増加させないようにすること
- ホ 通常の正規の勤務時間より短く割り振る日（4時間単位の週休日の振替を行う際の勤務日を除く。）については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間等に連続して設定すること
- ヘ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること